

浜松市保健所職員衛生委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市職員安全衛生規程（昭和48年浜松市訓令甲第13号）第28条の規定に基づき、浜松市保健所職員衛生委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第4条 委員会は、必要があると認める時は、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。